

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水） 処理手数料の見直しについて

見直し理由・審議

現行の標記手数料は、令和5年4月1日の改定から3年が経過することから、本市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、見直しを行う。

見直しに当たって、長野市廃棄物減量等推進審議会に諮問する。

見直す手数料

- I し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）
 - ・従量制（36 Lごと）
 - ・定額制（世帯、人数割ほか）
- II 生活雑排水処理手数料（簡易浄化槽汚泥清掃）
 - ・簡易浄化槽容量別算定
- III 仮設トイレ（臨時収集）特別加算料
 - ・仮設トイレ収集加算料（新規）

1 し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）

2

◆ し尿処理の概要

- ・生活排水処理は、市民生活に密着した重要な行政サービスである。
- ・し尿収集運搬等については、衛生的かつ安心できる市民生活確保のため、計画的で合理的な処理に努めている。
- ・公共下水道等の整備による水洗化や、昨今の人口減少に伴い、し尿等汚泥処理人口及び世帯数は減少し、収集量及び処理量についても平成8年をピークに減少してきたが、令和に入ってからには緩やかな減少傾向にある。

◆ し尿収集業務の変遷

昭和29年	清掃法制定→既存事業者が許可制で営業開始
昭和31年	料金格差が問題化→市が呼掛け「長野市清掃組合」設立
昭和32年	料金統一
昭和41年	大合併→合併地区（若穂を除く）の事業者が組合加入
昭和44年	委託制開始（若穂を除く）
昭和46年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（清掃法廃止）
平成3年	長野市生活環境協同組合（法人化）に一括委託 ※
平成17年・22年	合併→合併地区は許可制
平成28年	全市委託制に移行

※長野市清掃組合が法人化
↓
長野市生活環境協同組合（長環協）

合併経過（地区名）

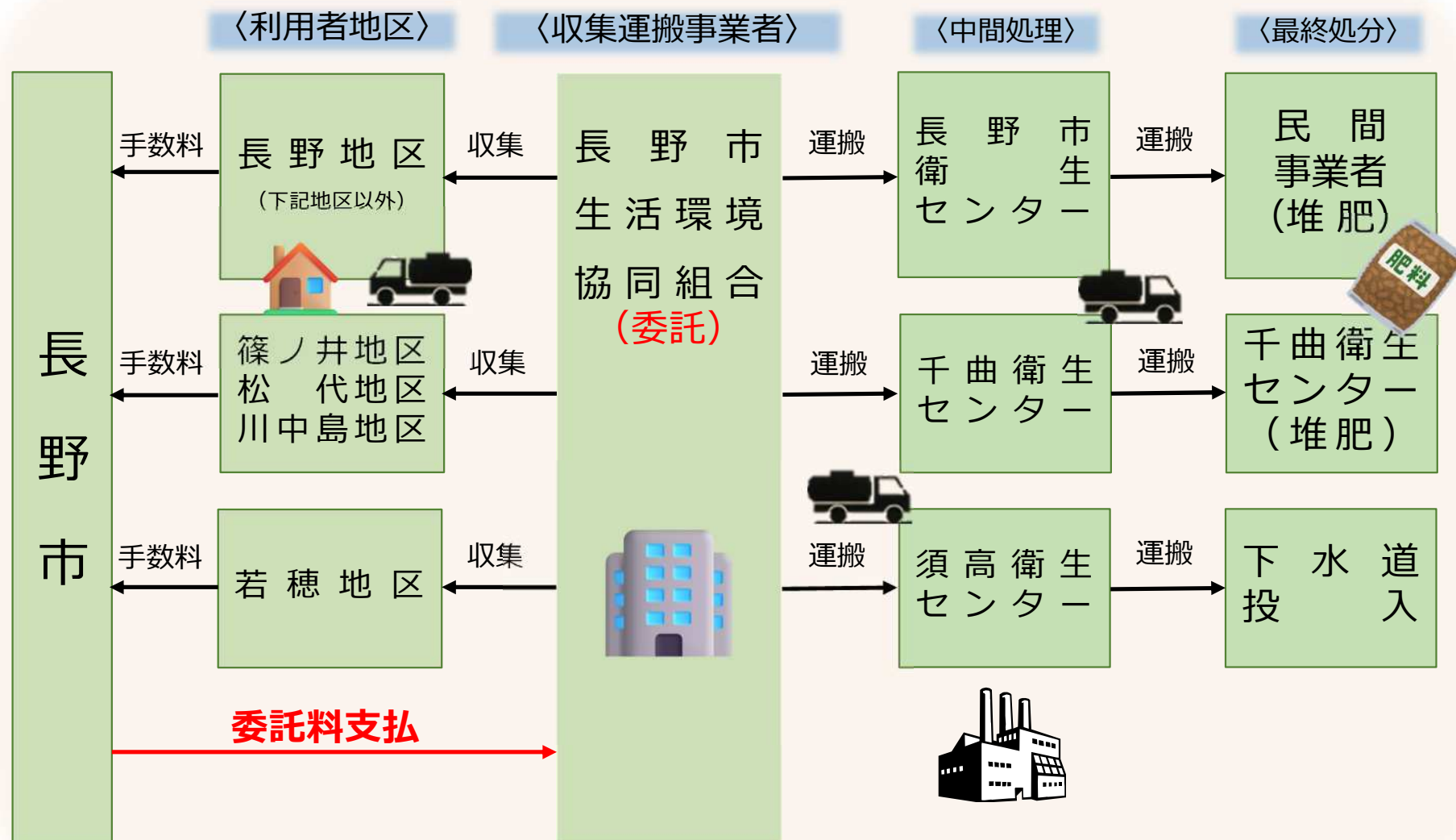
昭和41年	篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更
平成17年	豊野・戸隠・鬼無里・大岡
平成22年	信州新町・中条

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

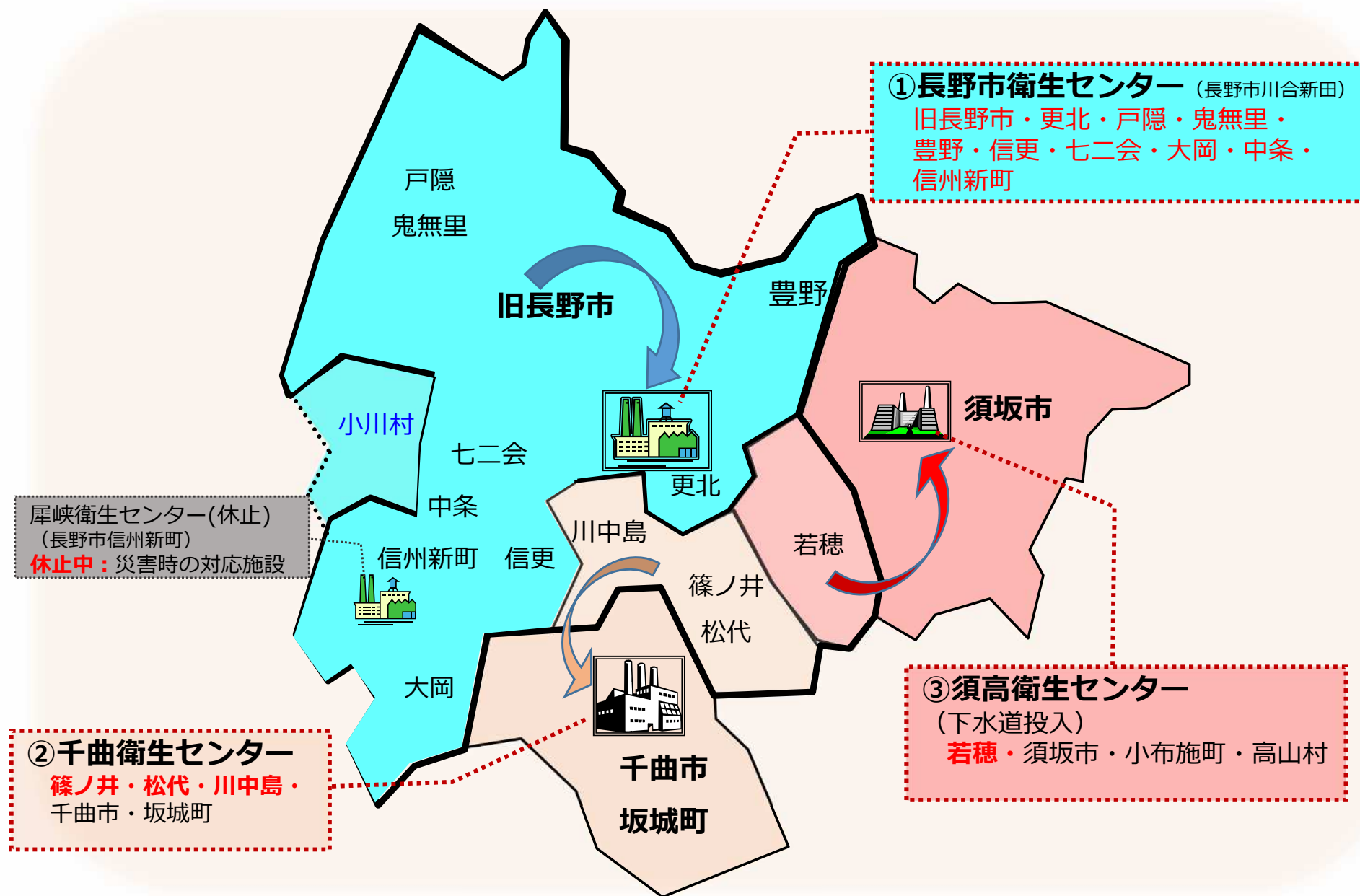
①し尿処理体系

3



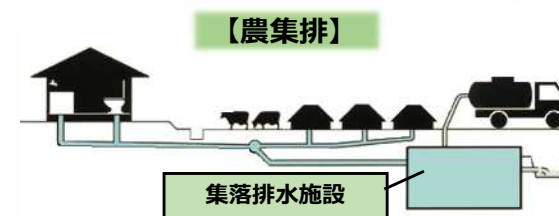
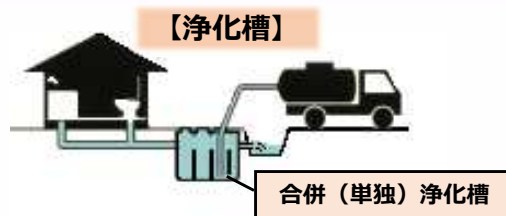
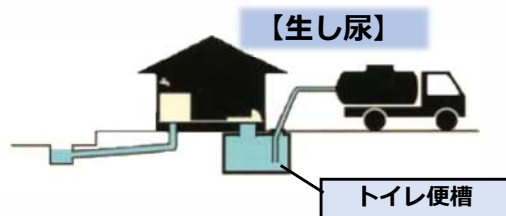
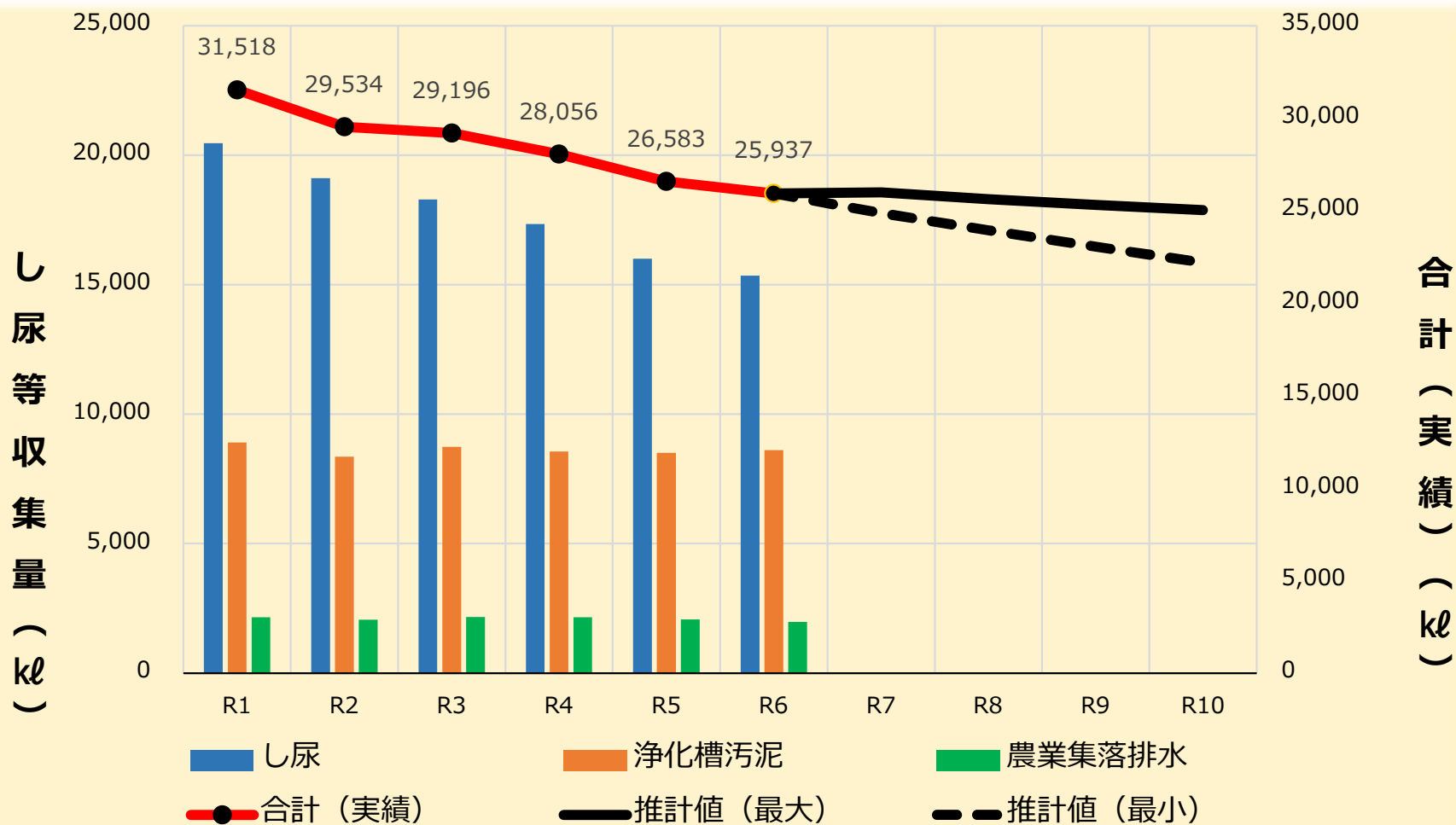
②し尿処理施設

4



③し尿・浄化槽汚泥等 収集量の推移

5



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

④し尿処理手数料 見直しの方法

6

【収 集 量 の 推 計】

手数料算定の対象期間：令和8年～令和10年度

対象期間の収集量は、直近6か年（R1～R6）実績等から算出。
収集量は、全体的に緩やかに減少が続く見込み。

【手 数 料 の 算 定】

$$\begin{array}{c} \text{し尿処理} \\ \text{手 数 料} \\ \text{(1単位：36L)} \end{array} = \frac{\text{① 収 集 経 費}}{\text{② 収 集 量}}$$

$$\begin{array}{c} \text{① 収集経費} \\ \text{② 収 集 量} \end{array} = \begin{array}{c} \text{長野市全体の収集経費} \\ \text{1台・1か月あたりの経費（人件費・車両費等）を} \\ \text{基に稼働車両台数から、収集経費を算出} \\ \text{令和8～10年度の平均値} \end{array}$$

し尿処理手数料は、**収集運搬にかかる経費**の負担

No	市名	手数料額 (36 L換算)	No	市名	手数料額 (36 L換算)
1	茅野市	506.00	11	飯山市	393.12
2	松本市	484.00	12	大町市	381.60
3	諏訪市	484.00	13	上田市	370.00
4	岡谷市	430.00	14	中野市	360.00
5	安曇野市	424.80	15	駒ヶ根市	350.00
6	小諸市	418.00	16	塩尻市	345.60
7	長野市	417.00	17	千曲市	345.60
8	小布施町	407.00	18	佐久市	332.64
9	須坂市	407.00	19	東御市	324.00
10	飯田市	400.00	20	伊那市	320.40
			21	坂城町	256.00

R6.9 上田市調査

し尿収集車両 1 台・1 か月あたりの収集経費

科 目	金額 (円)	内 訳
① 人件費	575,955	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	22,570	退職積立金・被服費等
③ 車両費	188,340	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	130,977	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	119,319	事務諸経費 (①～④合計×13%)
合 計	1,037,161	$\times 23.34$ (稼働台数) $\times 12$ か月 = 290,488,053円 ^① $\text{①} / 765,715$ 単位 = 379.37円 (税込417円)

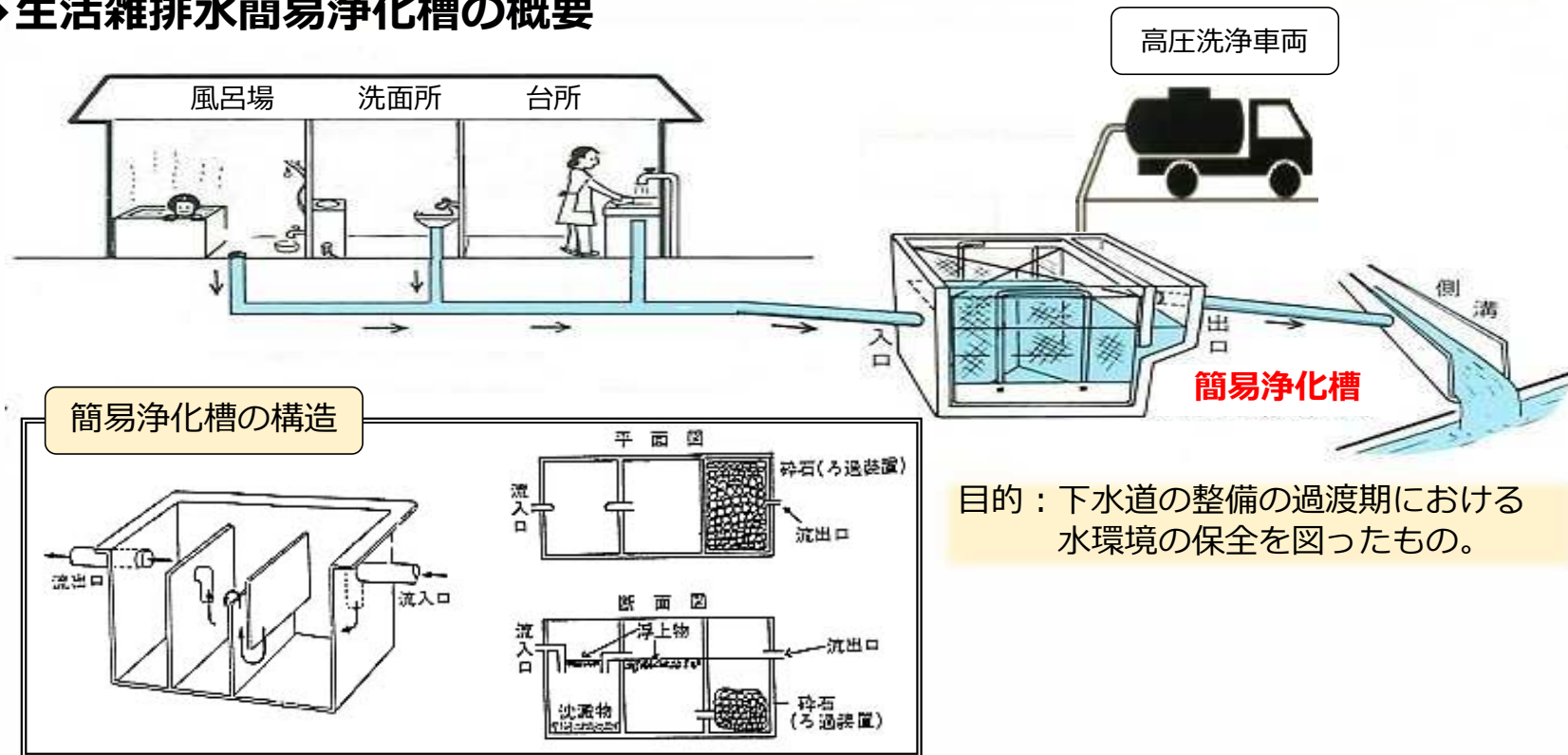
手数料改定の推移

円/1 単位 (従量制 3 6 L)

	平成26年～	平成29年～	令和 2 年～	令和 5 年～
手数料	358円	378円	412円	417円
改定率	11.88%	5.59%	8.99%	1.21%

2 生活雑排水処理手数料（簡易浄化槽汚泥清掃）

◆生活雑排水簡易浄化槽の概要



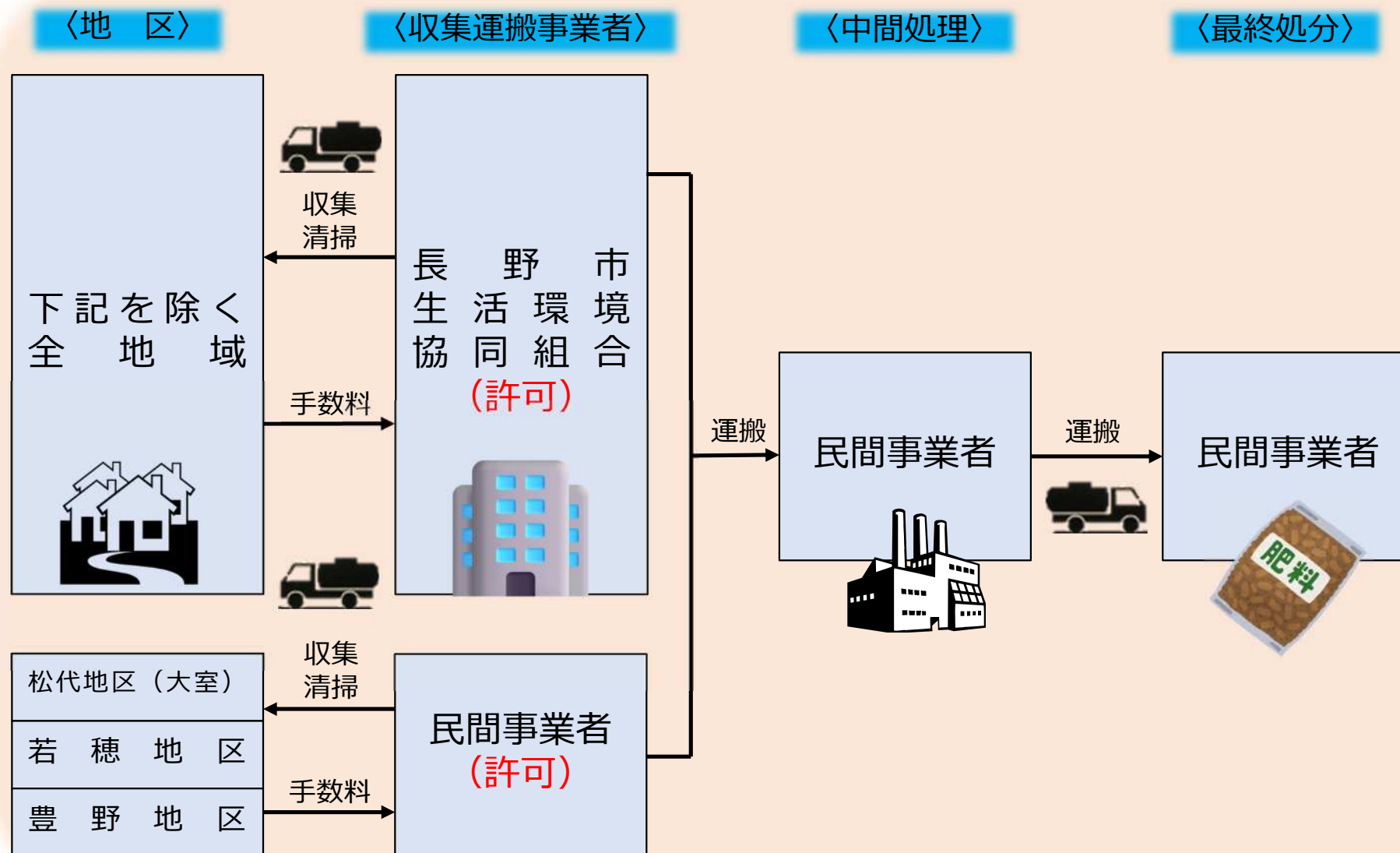
目的：下水道の整備の過渡期における水環境の保全を図ったもの。

◆生活雑排水簡易浄化槽の変遷

昭和48年	生活雑排水簡易浄化槽 設置補助金 制定 ⇒設置を促進
昭和52年	新築家屋 ➡ 設置を義務化（建築確認申請時にチェック）
昭和59年	生活雑排水簡易浄化槽 清掃事業補助金 制定 ➡ 定期清掃の促進
平成14年	下水道の普及に伴い 設置補助金 廃止

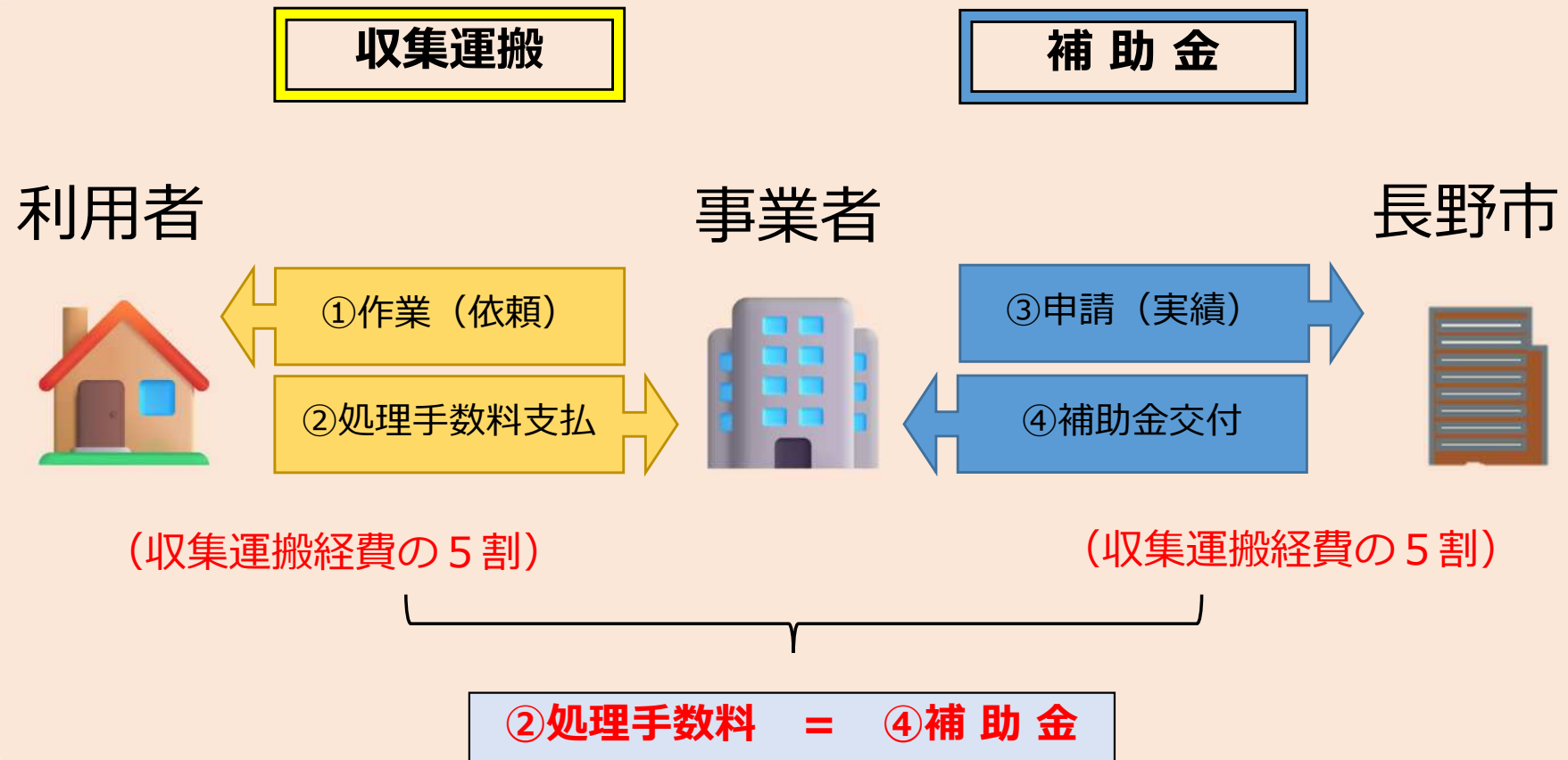
①簡易浄化槽汚泥の処理体系

10



②簡易浄化槽汚泥 清掃（収集運搬）の流れ

11

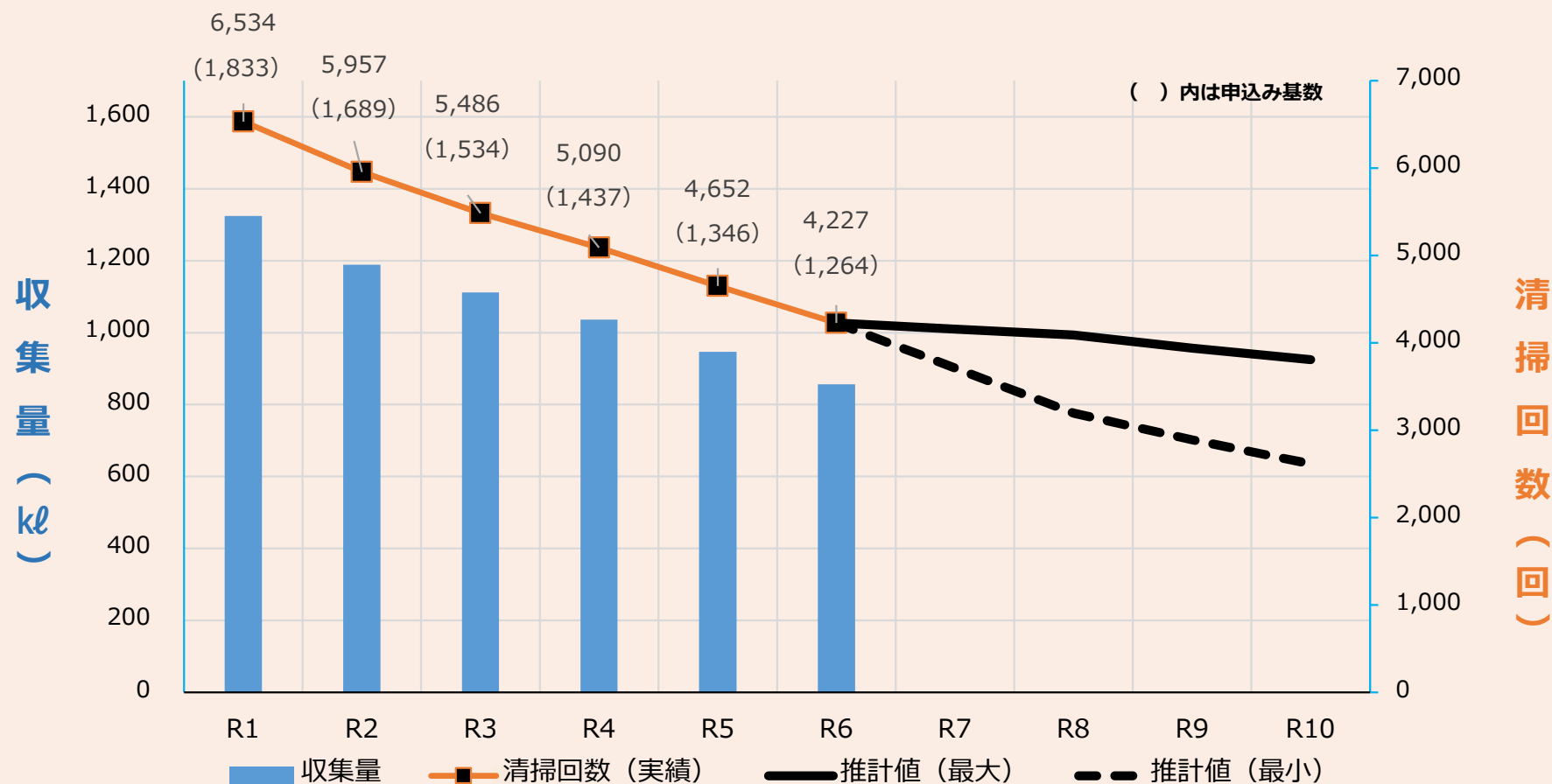


◆ 3か月ごと（年4回）の定期収集運搬（清掃）で水環境の保全が図られる。

◆ 汚泥収集の際に、高圧洗浄装置で壁面の汚れを洗浄することから、「**清掃運搬**」とも称する。

③簡易浄化槽の清掃回数と処理量の推移

12



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

④生活雑排水処理手数料 見直しの方法

13

【簡易浄化槽 清掃回数の推計】 手数料算定の対象期間：令和8年～令和10年度

対象期間の清掃回数は、直近6か年（R1～R6）実績等から算出。
簡易浄化槽の数も、し尿等と同様に全体的に緩やかに減少が続く見込み。

【手数料の算定】

$$\text{生活雑排水処理手数料} = \frac{\text{① 収集経費}}{\text{② 清掃回数}}$$

$$\begin{aligned} \text{① 収集経費} &= \text{長野市全体の収集経費} \\ &\quad \text{1台・1か月あたりの経費（人件費・車両費等）を基に} \\ &\quad \text{稼働車両台数から、収集経費を算出} \\ \text{② 清掃回数} &= \text{令和8年～10年度の平均値} \end{aligned}$$

生活雑排水処理手数料は、**収集運搬（清掃）にかかる経費**の負担。

生活雑排水収集車両 1 台・1 か月あたりの収集経費

科 目	金額 (円)	内 訳
① 人件費	546,669	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	21,253	退職積立金・被服費等
③ 車両費	211,540	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	93,332	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	113,463	事務諸経費 (①～④合計×13%)
合 計	986,257	$\times 1.5$ (稼働台数) $\times 12$ か月 = 17,752,626円 ^① $\text{①} / 5,043$ (清掃回数) = 3520.25円 (税込3,872円)

手数料・補助金改定の推移

(単位：円)

	H29	H30	R 1	R 2 ～	R5～ (現行)
手数料 (改定率)	1,053 9.2%	1,117 6.1%	1,181 5.8%	1,301 9.95%	1,429 9.81%
補助金	1,315	1,251	1,187	1,302	1,429

※ H28以前は、市が6割を補助し、市民は4割負担

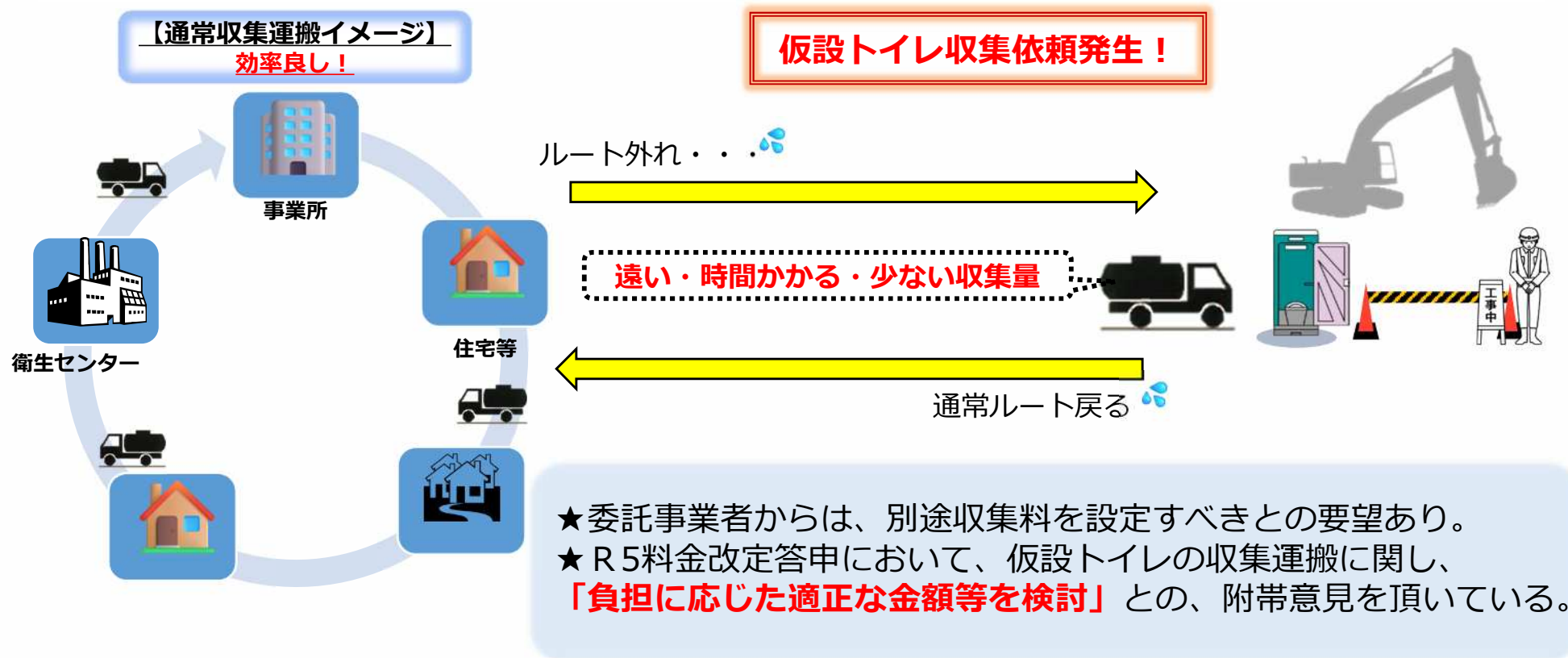
※ H29から段階的に補助率を引き下げ、令和元年度から5割補助・5割負担とした。

3 仮設トイレ（臨時収集） 特別加算料（新規設定）

15

◆ 仮設トイレの概要

- 仮設トイレは、主に工事現場やイベント会場に設置される、移動可能な簡易トイレ。
設置者は主に建設関連事業者、仮設トイレレンタル事業者。
- 「し尿くみ取り臨時作業券」を使用し、収集量に応じて設置者が手数料を支払う。
- 仮設トイレの収集依頼は、年間約5,500件程度発生。
- 定期的に収集するルートを外れる。「時間・距離・少量収集」等、収集効率が悪い。



①仮設トイレ特別加算料の設定の方法

16

主旨：「仮設トイレの収集」に対しての加算料を設定

【加算料を設定するための基準（案）】

- ・ 通常収集 1 世帯当たりの「平均収集量」を基準とする。
- ・ 上記「平均収集量」を基準とし、仮設トイレ 1 基あたりの「平均収集量」の「差」とする。
- ・ 1 Lあたりの経費（収集運搬費）を算出し、仮設トイレタンク容量を乗じる。
- ・ 他の自治体の仮設トイレ加算料金を参考にし、近隣自治体の設定料金と同等とする。
など

負担に応じた適正な価格を検討

1 世帯当たり「平均収集量」 e.g.10単位

= 加算料金

平均収集量の差

×

従量制単価

= 加算料金

1 Lあたり経費
(収集運搬費)

×

仮設トイレタンク
容量350~400L

= 加算料金

他の自治体が設定した料金を参考にする
(近隣自治体や中核市等)

= 加算料金

運用方法の検討必要

【仮設トイレ料金】

(案 1) 加算料金+従量

(案 2) 加算料金+〇リットルを超える部分
について超過料金 (従量)

(案 3) 1基につき加算料金のみ など

【加算料金単位】

・ 1 **基**につき (1 便槽)

・ 1 **回**につき

・ 1 **個所**につき など

※複数基設置されている場合、回数や基数等
取扱いについて検討

No	県内市町名	収集形態	加算料金		設置理由
1	東御市	許可	8,400円	基	
2	諏訪市	許可	7,700円	基	
3	大町市	許可	6,600円	基	
4	千曲市	許可	6,600円	基	
5	飯田市	許可	6,000円 (最終くみ取り)	回	
6	上田市	許可	4,400円	箇所	
7	飯山市	許可	3,300円	基	
8	須坂市 (小布施町、 高山村含む)	許可	3,500円	基	
9	佐久穂町	許可	2,409円	回	
10	佐久市	許可	2,300円	回	

通常収集とは異なる仮設トイレは、
1件あたりの収集量が少なく、
収集に時間がかかることなどから、
通常収集と比べて収集効率が悪い状態です。

No	中核市都市名	収集形態	加算料金		設置理由
1	明石市	委託	9,000円	1基1回	
2	尼崎市	委託	5,700円	回	
3	西宮市	委託	4,000円	便槽	
4	宮崎市	委託	3,300円	回	
5	東大阪市	委託	3,300円 (400L以下)		
6	宇都宮市	委託	3,300円	回	収集及び処理にかかる費用負担の 一部を加算額として設定
7	水戸市	委託	3,000円		計画的・効率的な収集運搬が困難で 収集運搬業務の負担が大きい
8	岡山市	直営・許可	3,000円		協会からの要望により設定
9	下関市	委託・許可	2,610円		
10	鹿児島市	委託・許可	2,300円	回	
11	旭川市	委託	1,500円	回	突発的・緊急対応的な収集で、 一般との差別化を図るため
12	岐阜市	直営・委託	1,250円	回	日時指定等作業効率に支障あり、 受益者に応分の負担が必要なため
13	福山市	委託・許可	1,040円	回	計画収集に比べ収集コストがかかる
14	富山市	委託・許可	1,100円	便槽	

令和7年6月25日

- 第1回審議会（諮問）

9月 2日

- 第2回審議会

10月 8日

- 第3回審議会（答申10/15）

10月29日

- 部長会議（改定案決定）

12月

- 議会定例会（条例改正案提出）

令和8年4月1日

- 条例施行（新手数料）